



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 加藤製作所
代表者名 代表取締役社長 加藤公康
(コード番号 6390 東証第一部)
問合せ先 取締役総務人事統括部長 工藤和博
T E L 03-3458-1121

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、平成28年6月29日開催予定の第117回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の第117回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することができることとするため、所要の変更を行うものです。なお、かかる変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものです。
- ④ 以上のほか、条数の変更その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

なお、別紙のうち、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更につきましては、本日付の「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の変更を反映したものであり、その効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日となる予定です。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日

以 上

別紙

定款変更新旧対照表

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>23,400</u>万株とする。</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,680</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第8条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p>

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(新設)

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 (条文省略)

(新設)

4 (現行どおり)

5 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任 期)

第18条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 (現行どおり)

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 (現行どおり)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に

<p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第35条</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>より、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当) <u>第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当) <u>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第39条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
---	--

以上